

令和4年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和4年 9月 8日 午前10：03

○散 会 午後 0：04

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
都市建設課長 佐々木 涉	教育総務課長 斉 藤 栄 子
選挙管理委員会監査委員事務局長 鈴 木 学	代表監査委員 渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------

令和4年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和4年 9月 8日（1日目）午前10時03分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 8号 令和3年度潟上市健全化判断比率等について
- 日程第 6 報告第 9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 7 議案第44号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第45号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第46号 財産の取得について
- 日程第10 議案第47号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第11 議案第48号 令和4年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第49号 令和4年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第50号 令和4年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第51号 令和4年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 認定第 1号 令和3年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2号 令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 7 認定第 3 号 令和 3 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 4 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 5 号 令和 3 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 6 号 令和 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 7 号 令和 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 8 号 令和 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 9 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 0 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 5 令和 3 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 2 6 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第 2 7 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 8 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 9 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（小林 悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番鈴木 司議員、11番菅原秀雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（小林 悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの23日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（小林 悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、6月27日付で提出されました政治倫理審査請求は、審査会において現在審査中であります。審査終了の際は、審査結果をお知らせする予定であります。

また、7月5日付で政治倫理審査会委員の西村 武委員が、一身上の都合により辞任し、会派からの報告により、議長において新たに伊勢 潤議員を7月12日付で委員に指名しております。

その他については、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番堀井議会運営委

員長。

○議会運営委員長（堀井克見） おはようございます。それでは、私から、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は9月1日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

9月6日には、一般質問、陳情書の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催をしております

本定例会の運営についてご報告申し上げます。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定となっております。その後、16日に特別委員会を開催して補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査をする予定となっております。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算・決算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算・決算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定であります。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取扱いとなりますので、宜しくお願いをいたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので確認をいただきたいと存じます。

一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の方から通告がございました。抽選の結果、9月14日水曜日ではありますが、1番目に8番藤原典男議員、2番目に5番佐藤義久議員、3番目に17番佐藤敏雄議員、4番目に3番藤原仁美議員、9月15日木曜日ではありますが、1番目に10番鈴木 司議員、2番目に12番石井和人議員、3番目に1番菅原理恵子議員、4番目に15番菅原龍太郎議員、以上のとおり決定しておりますので、宜しくお願いいたします

す。

なお、議場における自席での発言についてであります。新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、現状のまま運営いたしますので、引き続き、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月16日金曜日の特別委員会全体会終了後からの開会となりますので宜しくお願いいたします。

以上申し上げます。議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（市長、教育長）】

○議長（小林 悟） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政に関わる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、先月上旬の大雨による本市の被害状況について申し上げます。

8月9日からの県内への記録的な大雨により、本市にも大雨（土砂災害）警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、一時的に、昭和豊川地区に避難指示、昭和地区の一部と飯田川地区全域に高齢者等避難を発令いたしました。

市では、8月12日午前6時に災害警戒室を設置し、その後、午前9時45分に災害警戒部に格上げし、防災行政無線や飯田川地区有線放送、防災メール等で大雨や土砂災害への注意を喚起するとともに、災害対応職員による道路冠水への対応や避難所の設置運営に当たりました。

主な被害状況といたしましては、林業専用道船橋線の法面崩落や飯田川和田妹川地区及び天王大崎地区での大豆ほ場の浸水など、農林業関係の被害が多かったほか、落雷により天王南中学校の消防設備に故障が発生いたしました。また、住居等の建物被害や人的な被害に関する報告はありませんでした。

なお、被害状況については、現在も調査を進めておりますが、引き続き状況に合わせた迅速な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

市では、60歳以上の高齢者と基礎疾患のある方などを対象とした4回目のワクチン接種を実施するとともに、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンの追加接種についての準備も進めており、開始時期など詳細については、国からの情報を基に適宜周知してまいります。

今後も医師会や医療機関等と連携を図りながら、市民の皆様が円滑にワクチンを接種できるよう、引き続き万全を期してまいります。

次に、支える力！かたがみ生活応援給付金事業について申し上げます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている世帯の負担軽減を図るための「支える力！かたがみ生活応援給付金」事業は、9月2日現在で対象1万4,172世帯の約86パーセント、1万2,239件の申請を受け付け、8,252世帯、9,902万4,000円を支給しており、申請世帯に対する支給割合は約67パーセントとなっております。引き続き、早期の支給に努めるとともに、期限内に対象世帯から申請をいただけるよう、事業の周知に努めてまいります。

次に、市指定収集用ごみ袋の不足への対応について申し上げます。

7月26日の市政協議会においてご説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大による製造工場の稼働制限や世界的なコンテナ不足などの影響により、市指定収集用ごみ袋の納品が遅れ、一部の販売店において可燃物用（赤色）のごみ袋に欠品が生じました。

このため、8月1日から9月10日までの収集分については、他の種類の市指定収集用ごみ袋の代替使用を可能とする臨時措置により対応することとし、市民の皆様には、広報やホームページ、SNS等により周知するとともに、各販売店を通じた来店者への対応やごみ集積所を管理する自治会等への協力をお願いしておりましたが、8月18日より、ごみ袋の納品が再開し各販売店で販売されております。

このたびは、市民の皆様にご不便とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後とも市指定収集用ごみ袋の在庫確保について万全を期してまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

「第54回八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神社からの龍体御輿が市内を練り歩き、新たにメイン会場となったJR大久保駅前広場での八郎太郎龍・辰子龍の双龍の出会いは、幻想的な世界を演出いたしました。

このほかにも、市民団体によるダンスやヤートセ、八郎音頭の披露、市民企画による「きき佃煮大会」など、地域と一体となった会場は大きな拍手に包まれました。

また、8月21日には、本市夏のイベントの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2022」が、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら3年ぶりに開催され、市内外から約1万9,000人の方々が来場されました。

当日は好天に恵まれ、市民企画によるヤートセや県内アーティストによる音楽ライブ、本県出身の放送作家である元祖爆笑王氏のプロデュースによる「お笑いフェス2022」など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントを開催したほか、まつりの最後を飾る「花火ショー」では、約3,000発の花火が澄みきった夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に大きな感動を与えることができました。

まつりの開催に際しまして、ご協賛、ご協力をいただきました皆様には、心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、来年度の秋田県種苗交換会について申し上げます。

来年度で146回目を迎える秋田県種苗交換会については、令和5年度の開催地は男鹿・潟上・南秋地区とされており、このたび、あきた湖東農業協同組合から本市での開催を依頼されました。種苗交換会の開催については、開催地としての経済効果や本市のPR効果が期待されるほか、本市農業者の意欲向上や最新技術の習得、小・中学生に聖農石川理紀之助翁の功績を学ぶ機会を提供できることなど、多岐にわたる重層的な効果が見込まれることから、本市での開催を引き受けることとし、今月2日付で秋田県農業協同組合中央会から開催地内定の通知がありました。正式には11月3日に開催される秋田県農業協同組合中央会の理事会で決定されますが、本市では令和5年度の開催に向け、その準備を進めてまいります。

本定例会には、報告として、令和3年度潟上市健全化判断比率等ほか1件、議案として、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）ほか1件、財産の取得、令和4年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）4件、令和3年度各会計決算の認定、人事案件として、人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。

適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

○議長（小林 悟） 次に、教育長の教育行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、学校におけるICT環境の整備、活用事業について申し上げます。

タブレット端末については、学校での学習活動における活用に加え、本年7月から、子どもたちが週末、各家庭に持ち帰ってデジタル家庭学習を開始しております。デジタル家庭学習に必要なインターネット環境が整っていない家庭にはモバイルルーターの貸与を行い、子どもたち一人一人の学びの充実を図っております。

次に、潟上市学校事故調査委員会について申し上げます。

委員の協議により必要な調査を進め、これまで5回の会議を開催し、8月23日、調査委員会から発生原因の分析結果や同様事故の再発防止に関する提言等を取りまとめた報告書を受け取りました。その後、当該保護者への説明、教育委員会定例会における報告、市長への報告を行いました。

調査報告書の概要としては、「本件事故が、本児童以外の者による加害行為で生じた可能性は低く、本児童による落下である可能性が高いとの判断に至った」となっております。

調査報告書に示された将来の事故予防のために考えられる改善策に基づき、児童生徒が安心して生活できる学校づくりに、更に努めてまいります。

次に、通学路の安全・安心の確保について申し上げます。

平成24年に京都府で起きた登下校中の児童等の列に自動車が入り込んだ事故をきっかけに、道路管理者、警察、学校等が、毎年、通学路合同点検を実施しております。今年も、先に述べたこの3者が合同で、事前に各小学校から届出のあった対応必要箇所の現地確認と対応策の協議を行い、通学路の経路の検討や側溝のふたの改修など、必要な対策につなげています。

今後も、市内の通学路の定期的な点検を継続し、あわせて、例えば「ゾーン30」に指定されている箇所でのスピード抑制など、市民の皆様のご協力を仰ぎながら、児童生徒の通学等の安全確保に努めてまいります。

次に、学校教育環境適正化について申し上げます。

市教育委員会では、子どもたちにとって望ましい学校の在り方とその実現に向けた「潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針」の策定を進めてまいります。今後は、議員の皆様はこの基本的方針の案をご報告する機会をいただくとともに、市民の皆様からもご意見を十分にお聞きしながら、未来を担う潟上の子どものたちの将来を第一に考え、引き続き、小学校及び中学校のよりよい教育環境の整備と学校教育の充実に向けて検討を行ってまいります。

次に、成人式について申し上げます。

8月15日、市民センター「かたりあん」を会場に「潟上市成人式」を開催しました。令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、令和2年度に実施した成人式に関するアンケート結果や対象年齢の代表者による検討委員会の協議結果から、対象者を全員が20歳になる年代としております。

今年度の対象者は平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、当日は356人中202人が出席しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で3年ぶりの開催となった式典では、代表者が誓いの言葉として、支えてくれた方々と家族に感謝を込めつつ、「社会人としての責任をもち、自分を磨き精進し、社会に貢献していきます」と力強く述べました。成人式対象者の門出を心から祝福するとともに、その若い力と無限の可能性に大きなエールを送りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで、行政報告を終わります。

【日程第5、報告第8号 令和3年度潟上市健全化判断比率等について】

○議長（小林 悟） 日程第5、報告第8号、令和3年度潟上市健全化判断比率等についてを議題とします。

報告第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第8号、令和3年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

(1) 健全化判断比率についてご説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも赤字額がございませんので、「－（ハイフン）」を記載しております。

実質公債費比率は6.8パーセント、将来負担比率は46.5パーセントでございます。これら4つの指標は、全て早期健全化基準を下回っております。

次に、（2）公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

当該比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がございませんので、「－（ハイフン）」を記載しております。両会計ともに、経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（小林 悟） 次に、日程第6、報告第9号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第9号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

「専決処分書」

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年8月24日 潟上市長 鈴木雄大

相手方及び事故の概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、損害賠償の額は45万7,100円でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 先般の市政協議会での当局の説明もありましたけれども、幼児バス同士の事故ということについて、どういうふうに考えているのか。一般市民の話をちょっと紹介しますと、こういう事故は絶対にあってはならないと、先日の報道でも幼稚園児、保育園児を車に置き去りをしたと。去年もそういう事故があった。同態の事故ではないかと。どういうふうな認識をもって損害賠償の専決処分されるのか、理解に苦しむという一般市民の話もありますので、これに伴って七・三の事故比率の責任の度合いが決まったから専決をされたということですが、自分の方、潟上市の所有するバスはどれだけの損害があったのか。一般会計予算の予算内の予備費でもって処理したのか、その辺の内容については一切報告がないわけです。つまびらやかに報告をお願いしたい。

以上です。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまのご質問にお答えします。

今回の事故につきましては、大変申し訳なく思っております。それに伴い、園としましても、各園で今後、二度とこのようなことが起きないように十分に対応していくつもりでございます。

それと、こちら側の事故の状況につきましては、当園のバスについては、ほとんど傷がございませんでした。スピードも出しておりませんでしたので、ほとんど損害がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 幼稚園バス、大体2トンくらいから3トンくらいあると思うんです。そのバス同士がぶつかって、こちら側の損害がないと、無傷だと、バンパーも何も影響がないし、塗装も剥げてなかったということは有り得ないわけです。今の答弁は、果たしてこれを信用できるかということ、一般市民は信用できないですよ。ハインリッヒの法則といって、1つの大きな事故があると、これは農業事故なんですけども、そのかげには29の問題があって、さらに大きなけがには至らなかった小さいものが300あるといわれているわけです。農作業事故でもそういうふうな法則があるんですよ。一般の公共のプロの運転手さんが運転して幼稚園児を乗せている状態で、こういうことがあるということは、日常の指導管理が徹底されておらない、行政の組織体に問題があるという判断

をせざるを得ないと思います。どういうふうに考えますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど福祉保健部長もお答えしましたが、まず二度とこのような事故が起こらないよう、職員にまた改めて周知いたしまして、事故の発生のないよう安全運転に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田議員。

○4番（戸田俊樹） 総務部長が二度と事故を起こさないように指導を徹底すると、それは当然、当たり前のことで、日常的にそういう指導や訓練や指示命令を守らせることが徹底されておればですよ、全国的に幼稚園のバス同士がぶつかるなんて話、聞いたことはありませんよ。そういうことで、私も農作業へ行くと天王こども園のバス3台が連なって走っていますよ。あの運転の動態を見ると、いささか不安に感じるときもあります。これではやっぱり、いつかはやるだろうなと思ってました。そんなところをお話して終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 先日の市政協議会の中でもいろいろ同僚議員からも話が出ました。市政協議会というのは、ありがたいところもあるんですが、あそこで議論すると、私どもから見ると、ガス抜かれちゃって、本会議だとか正式な会議で議論すらしにくいということがありますので、それではいけないと。やっぱり主戦場は本会議であり、また、分科会であり、常任委員会ですから、その切り口でひとつ、前回のことも含めてお尋ねしたいと思います。

今、同僚議員からも質問ありました。さらっと専決処分したと、45万円だと、七・三だと、割合は、先般お伺いしましたけれども、やっぱり最近の園というか認定こども園、保育園、幼稚園のバスだとか管理見てますと、想定外のことが起きる。管理不足かどうか分かりませんが。これ、45万円ということで七・三の七の部分でしょうけど、片一方は無傷と。非常に信用し難いわけですけども。それで、こういうことを先日の市政協議会の中でもあったし、今日は満を持して定例会迎えているわけですから、まず一つは、原因、なぜ起きたかという明確な説明をしてないですよ、当局は。何でがちんこしたのかという説明がこの間から明らかになってきていない。言うことは、二度と再び起こさ

ないと、当たり前のこと。ですから、少なくとも今日あたりまでに専決処分の提案理由とともに、なぜこういう有り得ないことが起きたのかという、やっぱり検証をきちんとやっぱり私ども議会に開示すべきだ。その上で、運転職が60代から70代までということでありましたけれども、今後それらも全体を網羅的に俯瞰して検証し、どういう体制をもって、こういう事故等々を回避していくんだという、はっきりした決意というものをあわせてお示ししていただかないと、申し訳なかった、保険使うから負担は限定的だと、このスタンスでは、やっぱりいけないんじゃないですか。先ほど来てますと、福祉保健部長、ご苦労様です、の問題じゃない、はっきり言えば。まさに市政そのものの市長以下幹部の体質もやっぱり起因しているのかなと。それで、やっぱり管財だとか総務部の方で心臓が握ってて、例えば修理とかって、まさか福祉保健部長がそれ決裁するわけでもないでしょう。だとすれば、元っちはやっぱり総務部にあって、管財なのか、運用、保険の管理だとか、そこらにやっぱりあると思うんです。だから、そこら是指差して、あっちとかこっちとかって非常に醜い、この議場で見てますと。むしろ、逃げろとは言わないけれども、正面から堂々と答えて、そしてやっぱりきちっと赤裸々に私どもに明らかにする。その上で市長なら市長が、強い決意をメッセージとして発信する。そうすれば明日のさきがけ新聞にも書かれて、こういうことになりましたよと、皆さんご安心をということで伝わっていくんですよ。それが市民3万2,000人の安全・安心を担う首長として、幹部職員が私は大事な仕事じゃないですか。どうもね、もう通りすぎればいいということでは、これはますます、種類は違ってもいろんな問題発生してきますよ。どうなんですか、これ。私は、やっぱりそこをきちっと、今日この本会議場でもって決意を示してほしい。そして、市民に安心のメッセージを送ってほしい。いかがですか、市長。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご質問にお答えいたします。

事故の概要につきましては専決処分書のとおりでございますけれども、質問にございました一部詳細な部分につきましては、事故の原因として、園児の送迎のために当園のバスで午前8時に追分保育園を出発し、コース途中の上北野地内の丁字路交差点で一旦停止し、右折した際、左側から追分幼稚園の園バスが住宅地を左折し、前進してきていたことに気付くのが遅れてしまい、相手側バスの右側ボディ部分に接触して損害を与えた内容となっております。

事故発生後、直ちに担当部局においては現地確認をするとともに、私の方からも再発防止に向けて園の方、そして組織自体にも再発防止に向けた徹底をするよう指示しております。

今回、幸いにもけが人がございませんでしたが、こうした事故は二度と起こらないよう、私も市長として組織内の事故防止の徹底を今後図ってまいります。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 今、鈴木市長からようやく、ちょっと声高に質問したらその原因の検証、ぶつかったと、注意を怠ったと、こういうことでしょうか、要は、運転手が。結果、七・三の割合になったと。こういうのを部長、ちゃんとあなた方、手元に持っていて、我々が声高に聞かないと答弁もしない。この体質がそもそも問題なんです。福祉保健部長というエリア、確かに園の諸々の細かいところは担当でしょうけれども、全体のガバナンスは、やっぱりあなた方ですよ、これははっきり言って。それを披瀝しようとしな、開示しようとしな。これがはっきり、役所的に問題なのはそこなんです。率直に一緒に知恵出して、二度と再びないように、しならば今後やっぱり運転技能職の例えば対応をどうするか具体的なものが出てこないということは、ただ言葉だけが躍っちゃって、体質は変わらないということじゃないですか。今日、大体、議会始まる前から、先だってから鳴り物入りで配られているこの行政報告とか云々かんぬんで差し替えだと。重大なことあったと。嫌な話あった。総務部長から。そういうことも含めて、例えば行政報告の中で、どうでもいいとは言わないけれども、既に段取りとおりの事業こうだったとか、祭りこうだとか、それも大事でしょうが、教育長に至っては、1年半も前の出戸小学校の問題、さらっと、あれだけ積み上げてて、これで終わっちゃう。むしろこういうものにきちっと書いて、二度と再び起こさないという決意を示す方法、手段、ツールでしょ。行政報告の裁量権は市長とか教育長にあるかもしれないけれども、少なくともそういうことに気がつかないことに、むしろ根本の問題があるんじゃないですか。何でこれ、差し替えたらこれに載せればいいんですよ。そうすれば明確に様々な形で次の広報に、市民に、これだけの対応をすると、当局なり教育委員会が。伝わるんですよ。少なくとも、そういうことをきちんと、我々やっぱり二元代表制の議会の目線、議会の切り口としては、当然のことを今言わせてもらっていますので、今後、また起きればこの繰り返ししていくのかどうかならば大変不安ですよ。ですから、何らかの形で、次どういふところの改善策をとっていくのかということ、喫緊の会議でまたお尋ねしますから

準備しておいてください。少なくともそういうことを当局も、この事故を一つの起点にして、まさに二度と再びないように、幼稚園とか保育所、認定こども園、全体の管理だって恐らく国からの通達も入っているでしょう。よほど覚悟してやらないと大変なことになりますよ。最後もう一回その決意を市長から聞かせてください。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員のご意見を踏まえ、庁内の組織の体制の強化、そういったものも含めて、今後しっかりと市政運営の手綱を握ってまいります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第44号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第7、議案第44号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第44号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第44号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りいたしましたピンク色の表紙の説明資料の5ページをお願いいたします。

本条例（案）は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得要件を緩和する等のため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、非常勤職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するもので、子の誕生日から57日間以内に育児休業の取得要件を緩和するもの及び子が1歳以降における育児休業の取得開始日を柔軟にするものでございます。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第45号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営

に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第8、議案第45号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第45号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第45号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本日お配りしましたピンクの表紙の説明資料6ページをお願いいたします。

本条例（案）は、公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動に要する経費のうち公費で負担することとされている限度額の一部を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、選挙運動用の自動車の借入、選挙運動用のビラの作成及びポスターの印刷費等の公費負担限度額を引き上げるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第9、議案第46号 財産の取得について】

○議長（小林 悟） 日程第9、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。

議案第46号について、当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第46号、財産の取得について。

下記のとおり財産を取得したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、ロータリ除雪車でございます。

契約方法は、指名競争入札、契約金額は、3,355万円でございます。

契約の相手方は、秋田市川尻町字大川反233番地の12 藤高自動車興業株式会社 代

表取締役 高田栄相でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番鑑議員。

○14番（鑑 仁志） 今、総務部長の方から報告ありましたけども、このロータリ除雪車と草刈り装置等とありますけども、これは草刈りも一緒に付くのか、それとも除雪車だけなのか。今、飯田川小学校、大豊小学校、羽城中学校のグラウンドの草刈りは今、ボランティアでやっているわけですけども、これも果たして含むのか含まないのか、そこら辺のところちょっと説明していただきたい。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的にはロータリ除雪車を購入して、草刈り装置は脱着式になっておりまして、夏場は草刈りに使うと。冬場はロータリ除雪車として使うということでございます。

このロータリの草刈りにつきましては、基本的に道路の草刈りを想定して購入しております。

以上です。

○議長（小林 悟） よろしいですか。14番鑑議員。

○14番（鑑 仁志） 今、道路だけと言いましたけども、学校3校あるんですけども、そこはやらないのかどうか、グラウンドとかというのは。飯田川小学校と大豊小学校と羽城中学校のグラウンドの草はあるんですけども、そこはやらないのかやるのか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

このロータリ除雪車に取り付ける草刈りの装置でございますけれども、これは路線に沿ってやっていくという形のものになっておりますので、面的に大きく芝生を刈っていくとか、そういうようなものではございません。今までもこのロータリ除雪車に、今現在、草刈り装置付いているものがあるわけですけども、今までも学校の施設については使用したこともございません。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 相指名業者が4者の入札辞退しておりますけれども、それぞれ理由について述べられていたのかどうなのか、もし述べられていましたらその理由など教え

ていただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

入札の辞退の理由でございますが、辞退した理由として半導体不足等の影響によりまして、製造する期間が見通せないということで、納期に不安があったということ、それから、メーカーから手配できる見込みがなかったという理由で辞退したということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今、理由聞きましたけれども、4者とも明確にそういう理由を述べてきたのかどうなのかお聞きします。4者とも理由を述べられたのかどうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

4者とも聞き取りを行いました。4者とも同じような感じの回答でございました。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 入札で質問したいのですが、入札の札入れ回数は何回やりましたか。1回で落ちましたか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の入札は、郵便の入札で実施しておりまして、1回で落札しております。

以上です。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 郵便入札だったという話のようですが、藤高自動車さんが請け負ったわけですが、相指名業者のランクとといいますか、業者ランクが合わないのか、こういう辞退の事態が起きたのではないですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような基準で業者を選定したかという理由でございますが、潟上市の有資格者の名簿の車両の部門、この登録のある業者の中から地元の業者を優先的に、そういう過去

の実績等も勘案しながら5者を選定したものでございます。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） この辞退した会社が部品の調達等々、自信がないというのがわかりましたけれども、藤高自動車は秋田県の総代理店で、あとは下だもの。当然、部品の調達できる見通しが立つはずがないと私は思いますが、この点は。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えします。

確かに藤高自動車というのは、秋田県内でも実績のある業者でございます。ほかの業者がそれだけの実績があるかどうかというところは、多少疑問があったかと思いますが、その選定に当たっては、選定のその基準等を勘案して、このような業者選定をしたものでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 横綱と十両に相撲取らせたようなものだと私は思っています。だから、やっぱりレベルの同じような企業を指名すべきだと思うんです。一般競争であればわかるんだけど、指名競争だから、こっちの方でその業者レベルを把握してやるべきだったと思います。

以上、それに今後の進め方、過去のことは過去でいいわけですがけれども、これから何とするか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

佐藤議員の方からご提案もございましたので、一般競争入札の実施も含めて、この後、調査、研究してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井議員。

○7番（堀井克見） これも先般の市政協議会で、いろんな角度で申し上げました。残念なことに、市長にちょっとあのとき答弁をお願いしたんですが、市長は立ちませんでしたので、改めて、まさに本会議場ですからお尋ねします。正式にこれ、上程されていますから。

今、同僚議員がいろんな切り口で質問したんですが、指名競争入札という制度が、いわゆる今提案されている状態の中で機能したという判断しているんですか、実際。結局、

藤高さんって、固有名詞出して悪いけれども、全くキャパの違う、力量の違う業者が一つ飛び抜けている。地元の優先とかと、いつかどっかで聞いたような言葉だけれども、これかみ合わないレベルの業者を継ぎ接ぎというか合わせて、そして入札やる行為。入札というものは、なぜ制度を使うかという基本的な精神に、これ反しているんじゃないの。こういうことを指名選定委員会の長というのは副市長なのかな。当然、慎重を期しながら一つ一つテーブルに上げて検討され、これがもうベストだということでメンバーを選定し、そして指名を出すと。これね、誰考えたって、これ尋常じゃないですよ。しかも5者に通知出して4者が辞退と。部品調達もままならない、相撲ならないということでしょう、はっきり言えば。それを何も異常に感じないで、普通これね、例えば秋田県だってディーラーあるでしょう、名だたるディーラー。日本の国を代表するような、そういう方々を入れながら、これ地元業者育成と、これ筋違いの論理だよ、総務部長。違う、それはもう。上がれねんだって、地元の業者は。この最新鋭のロータリ車購入に当たって。そういうことにあなた方、気がつかないで、指名競争入札だからよかろうと。これ、我々議員だって市民だって納得できないよ、はっきり言って。今、秋田県内でも権力者と業者が癒着して大問題なってる。現在進行形だ。同じものだとは言わないけれども、体質は、これみな同じだよ、はっきり言えば。普通であれば、5者指名して4者が辞退すれば再入札だって。仕切り直しよ。それに気がつかないで平々とかういうふうにしてやって、予定価格も落札額も同じでしたなんて、上げてくるあなた方の神経、これがまかり通るのであれば、今後ずっと、例えば土木の仕事であれ何であれ、ルールさえ間違っていれば、表紙さえ間違っていれば、中身がどうしてもやっちゃうと。我々議員はね、チェック機関として、そうすればどういう判断すればいいんですか。もう、そもそもこういう前例はないですよ、私も長く議員やっていますけれども。指名選定委員長は誰なのか、どういう根拠でこういう会社を指名して、そしてなぜ再入札等をやらなかったのかつまびらかにしてほしい。答弁求めます。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 私の方から、入札を中止すべきでなかったかということについてお答えいたしたいと思います。再入札ということですが、このような入札の場合は、事前に1者になった場合、再入札をするという事前の決まり事がなければ、入札を中止する、再入札するということではできません。ですので、今回の場合、1者応札しておりますので、入札は成立するというところでございます。

それから、競争が働かなかったのではないかというご指摘がございますが、それについては、先ほど申しましたように郵便入札でございました。ほかの4者が辞退したということは、この落札した業者は知るよしもございませんでした。ですので、その応札した業者は、ほかの4者が応札しているものと思って札は入れていると思いますので、競争の原理は一定程度働いたものと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田雅人） ただいまの堀井議員のご質問にお答えします。

入札制度、これにつきましては、より適切な価格で財産を取得するための一つの手段として行っているものでございますけれども、いろんな考え方、やり方がございます。そうした中で今回、先ほど総務部長が説明したとおり、地元業者への発注の可能性を高めるとか、そんないろんな観点からこれまで入札は行ってまいりました。

今回の指名に当たりましては、確かに議員のご指摘のような、結果としてこういう4者が辞退をして、1者が落札をするということで、ただいま総務部長ご説明したとおり、競争の原理が働かなかったのではないかと言われれば、ほかの業者が辞退をしたという事実は、全くまず知らない状態で郵送による札を入れておりますので、一定のその原理というものは働いているとは思いますが、ただ、確かにこういった形が本当に適切なやり方であったかどうかということに関しましては、ご指摘を踏まえまして、十分我々としても今後の入札に当たって、その考えを参考にしながら、引き続き、より適切な形での入札の実施についてしっかり考えて対応していきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 指名選定委員長であり、鎌田副市長からは、入札の原理は働いたと。総務部長が答弁したことに合わせた答弁でした。そのほかはかなり謙虚で、言われていることもわかるし、今後、参考にしていきたいという、聞く側からすれば少しは納得しましたよ。ただ、私やっぱり総務部長が今おっしゃったことも含めて、競争の原理が働いたという断定する、やっぱりこれはっきり言って恐ろしいと思う。郵便の入札だと。そして、市内の業者の育成だということでしょう、要は。藤高自動車というのは、はっきり言えば何倍も企業力もあるわけだ。郵便だから、みな誰もわからないし、わからない中で藤高さんはみんなくると思って入札したでしょう。これ子どもだってわかることだよ、はっきり言って。裏で何やったかそれチェックする手法、手段なんて有り得ない。

あるかもしれないし、ないかもしれない。競争原理が働いたということ、そういう中でやっぱり明言できるんですか。問題は、だから入り口の段階で、指名する段階で、企業の力量というものをきちんとチェックし、相当するのか、適当なのか、このやっぱりチェックをしなければ駄目ですよ。なぜかという公平、平等、みな税金だ、市民の。一円たりとも安く、効率よく物品を買う、あるいはまた、仕事をしてもらう、そのための入札制度という制度があるわけだから、その原理原則からいくと、やっぱりあなた方の言ってることは、市民感覚からいっても尋常な感覚じゃないですよ。だとすれば、今後もルール、基本的に間違っていれば、いけいけどんどんで押していくと、こういうことにもとれるんですよ。これ、どう見たって、実質、随意契約と同じでしょう。藤高さんを、もう最初からありきでやっていると同じ、これ随意契約という、ほぼ。問題違うけれども、国だっていろんな問題で、最初からありきで今問題になっている。こういう世間が騒いでいるときに、これちっちゃい市で同じようなことをやっちゃう、その感覚というか感性、いかがですか、これ、はっきり言って。普通やっぱり再入札でしょう。ルールがこうとかじゃないですよ、やっぱり。5者のうち1者ぐらいであれば、ああそうかと思うけれども、全くもうこれになってないですよ。これ通せば、議会のまさに品格、議員方って何考えているんだと、これ組んでるんだか、当局と。これ言われかねない。あなた方のやっぱり立ち位置と、我々議会の立ち位置、議員の立ち位置は二元代表制で違いますよ。こういうものをチェックするために我々も負託いただいていますから、簡単によしとは言えないんですよ。今後もこういうことを繰り返し、例えば土木であれ、事業の発注であれ何であれ、入札の要件さえ、ルールさえ間違っていなければ、どんどんいくんですか。改めて逆にそう聞きますよ。どうですか、これ。今からだと、これどうしようもならないんですか、それとも、これ。ただ、はっきり言えることは、議会の議決、3,000万円以上は、議会の議決、同意なくして、このロータリ、藤高さんの方にも発注も正式には契約できないわけだから、再考を要するという余地は一つもないの、どうなの。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

堀井議員から様々ご指摘をいただいております。その入札制度そのものについてもご提言を受けたものと考えております。でも、今回の件につきましては、私、先ほど答弁いたしましたように、事前に1者になった場合は入札を中止するということがなければ、

まず1者でも応札があれば入札を止めることができない決まりになっております。ですので、今回のケースは、このような形になってしまいますが、今後例えばこういうケースで1者になった場合は再入札をするんだという取り決めを事前に決めておくことで、このようなことの発生を防ぐこともできますので、そういったことについてもこの後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 7番堀井議員。

○7番（堀井克見） 5者のうち1者でも入札に応ずれば、それはルール上、基いにかげられないと、入札無しだということは言われないと。あなた方にはその裁量権とか権限がないとする、入札というルールの中で。財務規則なのか何規則なのかわかりませんが、唯一あるとすれば、議会で否決すれば、これ基いになるんです。議会で否決すれば、我々の主張も通るし、あなた方も、逆に、議員の皆さんがそういう判断をすとなれば、もう一回仕切り直しをして、公平、平等の原理とか財源の効率よい活用のために、もう一回元へ戻るんだと、そして市民からも納得してもらうんだと。唯一そうすれば、したがって二元代表制のチェック機関というのは、そこに権能というのは存在するんでしょうけど。これはやっぱり、市長であれ、副市長であれ、総務部長であれ、こういうことが、もう起きたこと自体が正直言って、ほとんどの方々がやっぱり不思議に思うよ、実際。この間も言ったけれども、秋田から来ると。メンテナンス一つとって、約20年前、天王の時代、この藤高さんから買っているらしい。また20年後に、結果的に償却されて、今また買う。何十年もかん十年も、恐らく県もそうでしょう、藤高さんと太いパイプあるでしょう。もう思うとね、きりが無い、摩訶不思議な状況が。ですから、これ恐らくメンテナンスももうあれでしょう、向こう20年間、耐用年数切れるまで、またつなっていくんでしょう。そうしたときに、やはり財政の効率性だとか平等、公平性とか、そもそも入札制度の原点というものがゆがめられていくのよ。これやっぱり社会の状況の中で、あなた方だっているいろんなことを感じているでしょうけれども、しかしながらやっぱり押してくる。議員が過半数以上賛成すれば通るわけだから、それがやっぱり私は残念でならない。最後やっぱり市長ね、あなたの見解、発注者、買うのは代表者は市長として、今回の議案も市長の名前で提案されているわけですから、鈴木市長が今この議論を聞いて、どういう思いでいるのか、そして今後は具体的にどうしたいという考えに至っているのか、この際、本会議場ですから、明確にひとつお示しいただきたい。いかがですか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ご質問にお答えいたします。

先ほど来、副市長、総務部長からご説明がありましたとおり、今回の入札につきましては、制度上は適正に行われたものと私も認識しております。ただ、残念ながら今回の入札において、5者中4者が入札辞退という結果にあったことに関しましては、議会の皆様からそういった疑念の声もいただいた中で、先ほど部長、副市長も答弁したとおり、この入札制度の在り方について、今後、庁内においても検討してまいります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。11時半まで休憩したいと思います。

午前11時21分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第10、議案第47号 令和4年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第14、議案第51号 令和4年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（小林 悟） 日程第10、議案第47号、令和4年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第14、議案第51号、令和4年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第47号から議案第51号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を

求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは補正予算の大綱について、本日お配りいたしましたピンク色の表紙の説明資料の8ページをお願いいたします。

議案第47号から議案第51号の令和4年度潟上市一般会計、特別会計及び企業会計の9月補正予算（案）についてご説明いたします。

はじめに、予算の規模でございます。

1、一般会計は、補正前の額152億4,103万1,000円、補正額8億9,320万8,000円、補正後の額161億3,423万9,000円でございます。前年度9月補正後の予算との対比は、9億9,715万6,000円、6.6パーセント増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が1億7,588万7,000円、一般財源が7億1,732万1,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、9ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業20万9,000円、（2）後期高齢者医療155万2,000円、（3）介護保険事業8,206万4,000円でございます。

3の企業会計補正額は、（1）水道事業1,097万9,000円でございます。

次の10ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中での物価高騰への対応と、重点施策「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業、令和3年度決算額確定に伴う決算剰余金の財政調整基金への積立、国県支出金精算等について計上しております。

I物価高騰への対応の新規事業でありますエネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業5,386万9,000円は、9月1日の市政協議会後に追加した予算でございます。

エネルギー・食料品価格高騰に伴う低所得世帯の経済的負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して1万5,000円を助成するものでございます。対象世帯は、基準日の令和4年10月1日現在において潟上市に居住している世帯のうち、「世帯員全員の令和4年度市民税が非課税である世帯」か、「生活保護世帯」で、いずれも施設入所者・長期入院その他の理由により基準日から1か月以上不在の世帯は除き、3,500世帯を見込んでございます。

県の9月補正予算案で、低所得世帯に対して支援を行う市町村への助成について示されたことから、今回追加で計上したものでございます。

次に、Ⅱ「進化する潟上」の創造～3つの力～に基づく事業の1「稼げる力」の創造の(1)新規事業であります農地情報収集等業務効率化支援事業8万7,000円は、農地利用の最適化を図るため、農業委員会にタブレット端末を配置し、農地パトロールの際、情報収集や共有に活用するものでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

(2)中小企業等稼げる力創出事業1,500万円は、9月1日の市政協議会以後に追加した予算でございます。事業者の所得向上による安定的な経営を推進するため、事業再編や事業継承などの取組に対して支援するものでございます。

当初予算編成時の予想を上回る申請があり、9月2日に開催された第2回審査会の結果と今後、下半期の事業採択の見込みにより、増額補正を行うものでございます。

事業内容は、10パーセント以上の所得向上が見込まれる事業計画に基づく取組に補助するもので、補助率は対象事業の2分の1以内で、限度額は、単独での取組の場合500万円、共同での取組の場合は1,000万円でございます。

次に、2「支える力」の創造の(1)拡充事業であります、マイナンバーカード交付推進事業639万7,000円は、マイナンバーカードの更なる普及・促進のため、出張申請会場での受付や土日・休日の申請受付などの増により、申請機会を増やすものでございます。

実施期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとし、集中的に取り組むこととしております。出張申請会場で申請した方と申請時に郵便による受取を選択した方にクオカード1,000円分を配付することとしております。

(2)新規事業であります地域介護・福祉空間整備事業3,034万7,000円は、施設の老朽化への対応や施設利用者等の安全確保のために、認知症高齢者グループホーム等の改修を行う事業所に対し補助するものでございます。補助率は10分10で、補助の上限は773万円でございます。

次の12ページをお願いいたします。

(3)新規事業であります延長保育事業30万円は、市内の民間教育・保育施設の利用者が、通常の保育時間を超えて利用した際に支払う費用の一部を助成するため、事業実施事業者に対して補助するものでございます。

次に3「考える力」の創造の(1)新規事業であります、行政手続きオンライン化対応事業1,077万1,000円は、行政手続きのデジタル化により住民の利便性を向上させる

ため、マイナポータルと住民記録システムとのオンライン接続を行うものでございます。

(2) 公共施設解体事業 1 億 1,681 万 4,000 円は、公共施設の適正な管理と市民の安全を図るため、集約化で廃止した施設の解体を実施するものでございます。旧湖岸保育園解体工事が 8,697 万 2,000 円、旧天王幼稚園解体工事が 2,984 万 2,000 円でございます。

Ⅲ その他についてご説明いたします。

(1) 財政調整基金積立金 5 億 4,081 万円は、令和 3 年度決算剰余金の 2 分の 1 を基金に積み立てるものでございます。これにより、令和 4 年度末財政調整基金の残高見込は 19 億 5,837 万 6,000 円となります。

次のページ、13 ページをお願いいたします。

(2) 国庫支出金の精算 1 億 957 万 9,000 円は、令和 3 年度国庫補助事業の実績が確定したため、精算により余剰分を返還するものでございます。

主なものは、前年度生活保護費等国庫負担金返還金 4,257 万円、前年度ワクチン接種対策費国庫負担金返還金 2,898 万 8,000 円、前年度子育て世帯生活支援特別給付金返還金 1,828 万 8,000 円などでございます。

このほか、繰越明許費補正 1 件、債務負担行為補正 3 件を計上しており、内容は資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これで大綱説明を終わります。

【日程第 15、認定第 1 号 令和 3 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について から 日程第 24、認定第 10 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第 15、認定第 1 号、令和 3 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 24、認定第 10 号、令和 3 年度潟上市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 10 号までについて当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、令和 3 年度各会計決算の大綱についてご説明いたします。

お手元の別冊になります「主要施策成果説明書」をお願いいたします。3 ページをお願いいたします。

一般会計につきましては、イ．総括であります。歳入決算額は 187 億 3,964 万

5,000円、歳出決算額は176億4,860万7,000円、歳入歳出差引額は10億9,103万8,000円で、実質収支額は10億8,162万円でございます。

ロ．歳入の主なものは、市税が29億2,085万5,000円、地方交付税が66億3,461万円、国庫支出金が33億5,454万7,000円、県支出金が11億2,207万4,000円、繰越金が9億9,559万4,000円、市債が14億8,420万円でございます。

ハ．歳出の主なものは、人件費が24億9,536万1,000円、扶助費が37億5,538万1,000円、公債費が18億6,035万8,000円、投資的経費は17億4,209万2,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

主な投資的経費につきましては、天王こども園整備事業7億9,004万9,000円、鞍掛沼公園展望塔改修事業1億2,678万円、二田追分線改良事業1億244万1,000円、干拓3号橋補修事業5,681万5,000円、天王大久保線舗装補修事業4,698万円、漁港整備事業8,372万8,000円、追分小学校トイレ増築工事2,011万2,000円、小中学校手洗い自動水栓化工事1,329万9,000円、天王総合体育館空調設備改修工事4,811万2,000円、市民センター外構整備事業3,926万9,000円、災害復旧事業477万5,000円でございます。

また、主なソフト事業は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業4億3,907万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業3億2,028万8,000円、新型コロナウイルス対策生活応援事業8,842万7,000円、福祉灯油購入費助成事業1,831万6,000円、事業者支援交付金事業2,810万1,000円、水稻経営継続支援事業4,791万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業2億5,887万7,000円、東京2020オリンピック・パラリンピック事業327万4,000円、除排雪事業3億9,844万9,000円でございます。

続いて、特別会計についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額36億5,995万9,000円、歳出決算額34億7,336万8,000円、実質収支額1億8,659万1,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億5,741万6,000円、県支出金が24億579万円、繰入金3億773万7,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が23億2,715万2,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額 3 億 6,565 万 8,000 円、歳出決算額 3 億 6,410 万 4,000 円、実質収支額 155 万 4,000 円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が 2 億 3,470 万 2,000 円、一般会計繰入金 が 1 億 2,886 万 2,000 円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が 3 億 4,456 万 7,000 円でございます。

10ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額 41 億 771 万 7,000 円、歳出決算額 39 億 5,948 万円、実質収支額 1 億 4,823 万 7,000 円でございます。

歳入の主なものは、保険料が 7 億 9,079 万円、国庫支出金が 9 億 3,209 万 9,000 円、支払基金交付金が 9 億 9,094 万 4,000 円、県支出金が 5 億 4,101 万 9,000 円、繰入金が 6 億 5,519 万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が 35 億 6,051 万円、地域支援事業費が 1 億 2,057 万 9,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額それぞれ 873 万 9,000 円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。続いて、12ページをお願いいたします。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額 513 万 7,000 円、歳出決算額 492 万 5,000 円、実質収支額 21 万 2,000 円でございます。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額 61 万 1,000 円、歳出決算額 53 万 6,000 円、実質収支額 7 万 5,000 円でございます。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額 200 万 8,000 円、歳出決算額 153 万 4,000 円、実質収支額は 47 万 4,000 円でございます。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額 91 万 9,000 円、歳出決算額 61 万 8,000 円、実質収支額 30 万 1,000 円でございます。

続いて、公営企業会計についてご説明いたします。

別冊の決算書になります。決算書の 366 ページをお願いいたします。

令和 3 年度潟上市水道事業報告書、1. 概況 (1) の (ハ) 財政状況をご覧ください。

水道事業会計につきましては、経常収益 5 億 4,916 万 2,000 円、経常費用は 5 億 375 万

6,000円、特別損失1,906万9,000円で、当年度の純利益は2,633万6,000円でございます。

また、資本的収入額は4,559万8,000円、資本的支出額は2億8,375万7,000円でございます。

引き続き、決算書の398ページをお願いいたします。

令和3年度潟上市下水道事業報告書、1.概況(1)(ハ)財政状況をご覧ください。

下水道事業会計につきましては、経常収益10億4,692万8,000円、経常費用は10億2,024万9,000円、特別損失は24万8,000円で、当年度の純利益は2,643万1,000円でございます。

また、資本的収入額は4億6,507万9,000円、資本的支出額は7億2,093万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長(小林 悟) これで説明を終わります。

【日程第25、令和3年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告】

○議長(小林 悟) 次に、日程第25、代表監査委員より令和3年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員(渡邊晋二) 監査委員の渡邊でございます。

令和3年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表して報告させていただきます。

はじめに、一般会計と特別会計の決算審査結果についてですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は概ね正確であるものと確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められました。

総括意見といたしまして、7月公表の内閣府による月例経済報告によりますと、景気は「緩やかに持ち直している」とされておりますが、新型コロナウイルス感染症は全国的に感染が再拡大しており、全国及び秋田県の新規陽性者数が過去最多を記録するなど、余談を許さない状況が続いております。

こうした先行きが不透明な状況の中、市税等の収入の大幅な伸びは期待できないことから、国及び県補助金の有効活用を含め、様々な視点から工夫を凝らして安定的な歳入確保に最大限努めていただきたいと思います。

また、徴収できる見込みの極めて低い債権を引き続き管理することは合理的でないため、現在の市債権の保有状況及び管理台帳を改めて点検、整備した上で、公正かつ効率的に不納欠損処理が実施できる環境整備に取り組むため、債権管理条例等の制定を検討していただきたいと思います。

今後も地域社会情勢を把握し、アフターコロナを十分に見据えながら、限りある財源と人材を必要な事業に配分、配置することが、より一層重要となります。将来的に安定した行財政運営を継続していくため、地域の声に耳を傾け、市民協働のまちづくりを、より一層推進し、長期的展望に立った合理的かつ効率的な運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、令和3年度公営企業会計の決算審査についてですが、決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び令和3年度末の財政状態を適正に示しているものと確認しました。

水道事業会計の総括意見といたしまして、給水状況は前年度末と比較して給水戸数は144戸、給水人口は292人増加し、給水人口については8年ぶりの増加となりました。

一方、有収率は、配水管の老朽化に伴う漏水の増加によって、昨年度に引き続き低下が見られました。今後も安定した経営を維持するため、施設等の漏水調査と適正な維持管理により、有収率の向上に努めていただきたいと思います。

また、令和2年度から行っているアセットマネジメント策定業務委託により、既存施設の現況調査や更新計画を実施しております。令和5年度から新たな潟上市地域水道ビジョンに沿って経営を推進していくこととなります。将来的な人口動態に見合った設備更新による適切な施設利用を目指し、調査結果を踏まえながら、長期的な視野をもって計画の策定に取り組み、本来の目的である公共の福祉の増進を図られるよう望みます。

続いて、下水道事業会計の総括意見といたしまして、これまでの整備事業等に要した企業債の償還に加え、更なる設備投資や老朽化した排水管の修繕等が見込まれており、償還額の負担や維持管理費の増加による経営の圧迫が懸念されます。今後は、更なる経営基盤の強化に向け、公営企業としての事業意義や必要性等を検証し、将来にわたり安定的に下水道サービスが提供されるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてですが、各比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されるものと確認しました。

改善が見られた項目もあり、全ての比率で早期健全化基準未満となっております。今後も健全で安定した行財政運営を期待いたします。

以上をもちまして審査報告とさせていただきます。

○議長（小林 悟） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りします。昼食になりますけれども、継続しますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 継続したいと思います。

【日程第26、予算決算特別委員会の設置について】

○議長（小林 悟） 日程第26、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第47号から議案第51号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第51号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第27、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第27、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算決算特別委員会の委員長には13番西村 武議員、副委員長には6番澤井昭二郎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、予算決算特別委員会は、9月16日及び30日に開会、あわせて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月16日から22日までに詳細審査することといたしますのでご報告いたします。

【日程第28、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第29、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（小林 悟） 日程第28、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第29、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第3号及び諮問第4号について、一括して提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、諮問第3号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

なお、ご説明いたします2名につきましては、各議案書の裏面に略歴がございますので適時ご覧ください。

それでは、本日配付いたしました議案書の28ページをご覧ください。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 潟上市昭和豊川槻木字草生土沢29番地

氏 名 斉 藤 英 博

生年月日 昭和31年10月15日

令和4年9月8日提出 潟上市長 鈴木雄大

次に、本日配付いたしました議案書の29ページをご覧ください。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 潟上市飯田川下虻川字鶴巻76番地1

氏 名 高 井 滋

生年月日 昭和36年7月16日

令和4年9月8日提出 潟上市長 鈴木雄大

以上2名の候補者について諮問するものでございます。

ご意見がありましたら、宜しく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第3号は同意することに決定しました。

次に、諮問第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、諮問第4号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月14日水曜日午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でございました。

午後 0時04分 散会